

最高裁秘書第3534号

平成30年8月31日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成30年度（最情）諮問第35号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成30年8月27日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦

理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 濟問日等

(1) 濟問日

8月27日

(2) 濟問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、平成29年春の勲章受章者名簿がインターネットで公表されているにもかかわらず、特に弊害が発生していないことからすれば、本件対象文書の不開示部分は不開示情報に相当しない旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

平成30年春の叙勲受章者名簿（内定）（最高裁判所裁判官会議議事録に含まれるもの）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、7月24日付で、一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 平成30年春の勲章受章者名簿（内定）（以下「内定者名簿」という。）

には、同年春の叙勲の内示を受けた者の氏名が勲等及び主要経歴とともに記載されていることから、一体として行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号に規定する個人識別情報に相当する。

内閣において勲章の授与につき閣議決定がされた者の氏名、勲等及び主要経歴（以下「氏名等」という。）の情報は公表しているが、内定者名簿に記載された氏名等の情報については公表する慣行はなく、法第5条第1号ただし書イに該当しない。また、法第5条第1号ただし書ロ及びハにも該当しない（平成30年度（最情）答申第11号参照）。

イ 内定者名簿には、平成30年春の叙勲の内示を受けた官職及び内定者数が記載されているが、実際の受章者数は、内定者の辞退や推薦取消等により内定者数から減少する場合があり、官職及び内定者数を開示すると、受章に至らなかった者の有無及び人数が明らかになり、受章に至らなかった具体的理由を第三者から追及されたり、様々な誤解を招いたりするおそれがあり、適正な栄典事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、当該不開示部分に記載された情報は法第5条第6号に規定する不開示情報に相当する。

ウ したがって、本件申出に係る文書を一部不開示とした原判断は相当である。